

# きあらひらかわ

～互いに認め、支えあう、男女（ひと）がきらめく平川市～

平川市手話言語条例を制定しました（令和2年4月1日施行）

音や声を聞くことができない「ろう者」の方が使う言語、「目で見える言語」、これが手話です。手話は「ろう者」の方の大切かつ自然な表現方法です。

平川市では、手話が言語であるとの認識に基づき、すべての市民が共生できる地域社会の実現を目指すために、「平川市手話言語条例」を制定しました。



手話の一例



## ワンポイントアドバイス

手話は、指と身体の動きのほかに「表情」がとても大切です。恥ずかしがらずに、ちょっとオーバーに表現するのがポイントです♪

※ろうあ者：耳が聞こえず、話せない

ろう者：耳が聞こえない

訓練によりある程度話せるようになったり、手話で意思疎通が図れることから、「ろうあ者」を「ろう者」と呼ぶことが一般的になってきています。

## 条例の基本理念

- ・ろう者が心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指します。
- ・市や市民、事業者は、手話言語への理解の促進と普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境の構築を目指します。
- ・ろう者の手話言語による意思疎通を図る権利を尊重します。

## ①意思疎通支援事業

聴覚障がい者等（聴覚、音声、言語障がい者）で、主として手話・要約筆記を会話の手段としている方が社会生活上必要不可欠な外出をする場合などに、コミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者または要約筆記者を利用先へ派遣するサービスです。



令和2年度  
成人式実行委員会  
打合せ会議の様子

## ②平川市手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者への理解と認識を深め、日常会話に必要な手話単語や表現技術を習得するための講座です。

**開催時期**：毎年5月～12月（全27回）

**開催場所**：平川市、黒石市

**受講料**：無料

テキスト代は自己負担（3,300円 税込）

**受講資格**：手話に関心があり、講座を続けて受講できる方

※上記内容は変更の可能性があります。

問合せ：福祉課障がい支援係

TEL：0172-44-1111 内線（1153・1154）

FAX：0172-44-0068

# ご存知ですか？平川市の取り組み

～男女共同参画社会実現に向けた平川市の取り組みの一部をご紹介します～

## イクボス推進 平川市 全国5位！！

この度、「第2回イクボス充実度アンケート調査」の結果が発表され、平川市が市区町村部門において**全国ランキング5位**に選出されました。

この調査は、父親の子育て支援に取り組むNPO 法人ファザーリング・ジャパンが「イクボス」の推進をめぐり、自治体の取り組み状況を調査したものです。

平川市は、前回の調査では72位でしたが、**男性職員の育児休暇の取得、年次有給休暇の取得率向上、時間外勤務の減少**もあり、5位にジャンプアップしました！

今後もワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に努め、職員の多様な働き方に対応できる職場環境の構築を目指していきます。

### イクボスとは？

部下の仕事と生活の両立を応援し、組織としての成果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ上司のこと。



### ランキング結果

順位	市町村名	順位	都道府県名
1	北九州市	1	三重県
2	千葉市	2	鳥取県
3	山形市	3	広島県
：		：	
：		：	
5	平川市	24	青森県

※青森県は前回32位



問合せ：総務課人事係  
☎ 0172-44-1111  
(内線 1355)

## 「イクボス宣言」企業支援事業

ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりに取り組む市内企業等を増やし、企業等における従業員の士気や生産性の向上、優秀な人材の確保や定着、企業イメージの向上を支援するとともに、活気ある街づくりのため、「イクボス宣言」をする企業に対し、対象経費を助成する事業です。

### 内容

1. 対象企業：市内に事業所を有する企業（複数企業での申請も可）
2. 対象経費：「イクボス宣言」実施に係る講師の招へい費  
(報償費および旅費)
3. 助成率：対象経費の100%
4. 事業期間：令和3年3月14日までに実施したもの  
(注) 申請は令和3年2月末まで



※締め切りまであと少し！

ご興味のある企業は右記問合せ先までご連絡下さい

問合せ：生涯学習課  
☎ 0172-44-1221

## 「テレワーク」制度導入

子育てや介護と仕事の両立や女性のキャリア継続を支援し、ワーク・ライフ・バランスの推進や、女性の活躍促進に寄与する多様な働き方を支援する勤務形態として、テレワーク制度を7月1日から導入しました。

平川市のテレワーク制度は、妊娠や子育て、介護等をしている職員を対象としており、導入により職場への通勤時間や休憩時間を、子どもの世話や介護、家事などに充てることができます。

また、新型コロナウイルス感染症などの流行時にも自宅での勤務が可能になるなど、市役所の業務継続と体制維持にも活用できると考えています。

### テレワークの対象となる職員（1～5を優先します）

#### 1. 子の養育

中学校に就学する前までの子どもを養育する職員

#### 2. 日常生活介護

負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活に支障があるものを介護する職員  
※配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹に限る

#### 3. 負傷・疾病

けがや病気により、通勤が困難な職員

※通勤に支障がある場合で、病気休暇や病気休職等の療養中は除く

#### 4. 妊娠中の職員

#### 5. 業務継続

新型インフルエンザ等流行により、業務継続計画のために必要となる場合

#### 6. その他

業務の生産性向上が期待できると認める場合



問合せ：総務課人事係  
☎ 0172-44-1111  
(内線 1355)

## 男女共同参画に関するみなさんの意見を大募集！

「きあらひらかわ」で紹介してほしいこと、講演会などで取り上げてほしいテーマ、男女共同参画に関する気になっている話題などありましたら、生涯学習課までご連絡下さい。

『ひとりひとりがそれぞれの能力と個性を活かせる社会』  
みんなが輝ける平川市を一緒に作っていきましょう！

問合せ：生涯学習課  
☎ 0172-44-1221

### 「きあらひらかわ」について

「きあら (chiara)」はイタリア語で「光り輝くもの」「よろこびをもたらすもの」を意味します。平川市男女共同参画推進プランの基本理念である「互いに認め、支えあう、男女(ひと)がきらめく平川市」のとおり、輝く未来を見つめながら性別にかかわらず一人ひとりがお互いを認め、自分らしさを十分に生かせる平川市をめざしたいという願いを込めています。

# オレンジリボン運動とは

『子どもの虐待防止』のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子どもの虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

「オレンジリボン運動」を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子どもの虐待問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

虐待かも？と思ったら…

## 189 (いちはやく)

すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通ダイヤルです。

※通告・相談した人、内容に関する秘密は守られます。

令和2年2月16日に行われた平川市青少年健全育成市民大会にて、「弘前児童相談所 次長 山本菜穂子氏」による講演会を開催しました。



講演会の様子

講演会では、『児童相談所から見えること～家族と子どもからの声～』をテーマに、多くの家族や子どもからの相談経験を交え、児童虐待問題などについてお話いただきました。

参加者の方々は、

「子どもの問題行動は、子どもからのSOS」

「虐待は、家族からのSOS」

「弱音を吐くことで人は強くなれる」など、講師からの心に残るメッセージに熱心に耳を傾けていました。

# パープルリボン運動とは



パープルリボン運動は1994年にアメリカで始まった女性に対する暴力根絶の運動です。

今では、40か国以上の国々、多くの人々にこの運動が広がっています。

また、毎年11月12日～25日は『女性に対する暴力をなくす運動』期間です。内閣府では、令和2年度～4年度までの3年間で「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として取り組みを強化していくこととし、今年度は「性暴力を、なくそう」をテーマに取り上げました。

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、いかなる理由があっても決して許されるものではありません！

平川市では、庁舎等にポスター掲示やリーフレット配架等を行い、周知活動に努めました。

また、平川市男女共同参画推進会議委員は期間中パープルリボンバッジを着用し、周知活動を行いました。今後も、「性暴力はあってはならない」という認識を社会全体に広げていく活動を続けていきます。



ポスター・リーフレット



啓発バッジ

## 【発行元】

平川市教育委員会生涯学習課

〒036-0102 平川市光城二丁目30-1 (平川市文化センター)

TEL:0172-44-1221

E-mail:shougaigakushuu@city.hirakawa.lg.jp

